

平成22年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年12月6日(月)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月6日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	ふるさと 振興課長	寺西 隆雄
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 企画情報 課 長	鈴木 智久
		総務課長	江上 文啓	税務課長	服部 康彦
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住民課長	犬飼 博初
		次 長 兼 保険医療 課 長	上田 実	次 長 兼 高齢介 護 長	佐藤 一夫
		環境課長	村上 勝芳	子 育 て 推進課長	鈴木 利彦
		健康推進 課 長	能島 頼子		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土木農 政 長	西川 和彦
		まちづく り 推 進 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	上下水道部	部 長	佐野 宗夫		
	消防本部	消 防 長	山内 巧	予防課長	大橋 清
	教育委員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長	加賀 松利
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	橋本 浩之
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				
	1 5 番	猪 俣 二 郎	1 6 番	大 原 龍 彦	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務民生常任委員会の所管事務調査の結果報告
- 日程第4 蟹江町議会議員派遣について
- 日程第5 請願第1号 TPP交渉参加反対に関する請願書
- 日程第6 議案第71号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第72号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第73号 第4次蟹江町総合計画基本構想の策定について
- 日程第9 議案第74号 蟹江町の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第75号 蟹江町室及び部設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第76号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第12 議案第77号 蟹江町道路占用料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第78号 蟹江町公共物管理条例の一部改正について
- 日程第14 議案第79号 蟹江町火災予防条例の一部改正について
- 日程第15 議案第80号 藤丸中央線道路整備工事請負契約の締結事項の変更について
- 日程第16 議案第81号 蟹江町産業会館指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第82号 蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第83号 海部地区環境事務組合規約の変更について
- 日程第19 議案第84号 平成22年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第85号 平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第86号 平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第71号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 議案第72号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 議案第80号 藤丸中央線道路整備工事請負契約の締結事項の変更について

○議長 伊藤正昇君

皆さん、おはようございます。

平成22年第4回蟹江町議会定例会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

皆様のお手元に議会運営委員会報告書、請願第1号、議案第73号に関する資料が配付されております。

ここで、石垣教育長から野外センターの状況報告と第5回愛知県市町村対抗駅伝大会の結果報告の申し出がありましたので、許可をいたします。

○教育長 石垣武雄君

報告した。

○議長 伊藤正昇君

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成22年第4回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には橋本浩之君を指名いたします。

ここで去る11月29日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

議席番号7番 議会運営委員長の小原喜一郎でございます。

去る11月29日午前9時より議会運営委員会全員出席のもと開催いたしましたので、その協議結果についてご報告申し上げます。

まず第1に、会期の決定についてでございます。

会期につきましては、平成22年12月6日、本日より12月24日金曜日までの19日間といたします。

次に、2番目、議事日程についてでございます。

本日12月6日でございますが、午前9時より議案の上程、付託・精読、人事案件、契約締結変更案件について審議・採決を行います。議案第71号、第72号、第80号でございます。本会議終了後、全員協議会、さらには議員総会を開催いたします。

続いて、明日7日でございますが、本日終了できない場合、午前9時より会議を再開いたします。

次に、9日午前9時より総務民生常任委員会を開催していただきます。付託案件は、議案第74号、第75号、第81号、第82号でございます。よろしくお願いいたします。

続いて、午後1時30分より防災建設常任委員会を開催いたします。付託案件は、請願第1号でございます。議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号でございます。よろしくご審査ほどお願いを申し上げます。

続きまして、12月15日午前9時より本会議を開催いたします。一般質問、一般質問終了後、議会運営委員会、さらに議会広報編集委員会を開催していただきます。

16日でございますが、一般質問並びに議会運営委員会、議会広報委員会など終了できない場合、継続して16日に開催いたします。

12月22日水曜日、滞納対策特別委員会最終報告を行っていただくことにいたしました。

続いて、議案の委員長報告、さらには審議・採決とさせていただきます。

予備日としまして、12月24日を設けさせていただきました。

「議案第71号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び「議案第72号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の2件は、本日追加上程により審議・採決といたします。

次、4番目でございますが、先議案件についてでございます。

「議案第80号 藤丸中央線の道路整備工事請負契約の締結事項の変更について」は、本日追加日程により審議・採決といたします。

5番目、総務民生常任委員会所管の事務調査の結果報告について。

閉会中に開催された総務民生常任委員会の所管事務調査結果の報告を本日委員長よりしていただきます。

次に、6番目でございますが、請願書の取り扱いについてであります。

T P P交渉参加反対に関する請願書については、本会議上程後、防災建設委員会に付託いたします。

7番目、意見書等についてでございます。

9月定例会の後に提出された（1）から（18）の意見書の取り扱いについては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催して協議いたします。

- （1）国の私学助成の増額と拡充に関する意見書
- （2）愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書
- （3）保育制度改革に関する意見書
- （4）安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書
- （5）後期高齢者医療制度の廃止および国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書
- （6）介護保険制度の抜本改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書
- （7）安心して子育てできる制度の確立を求める意見書
- （8）消費税率引き上げに反対する意見書

- (9) 国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療の充実を求める意見書
- (10) 障害児・者の福祉・医療制度の緊急改善を求める意見書
- (11) 任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書
- (12) 医療・介護・福祉などの充実を求める意見書
- (13) 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書
- (14) 社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず抜本的に改善することを求める意見書
- (15) 国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書
- (16) 地方自治体において明確にされた住民意思を尊重し国家政策に反映することを求める意見書
- (17) 住宅リフォーム助成制度を求める意見書
- (18) 介護保険制度の抜本改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書

以上でございます。よろしくお願いいたします。

次に、滞納対策特別委員会の最終報告についての予定だというふうに思いますので、調査結果の最終報告を最終日の冒頭に行うことといたします。

9番目、その他についてでございます。

まず、(1) 議員総会について。

全員協議会終了後に議員総会を開催し、これは議会改革ですね——について再度協議を行います。

(2) 議員表彰について。

小原議員と菊地議員が総務大臣感謝状、議員35年以上でございます。あわせて伊藤俊一議員、山田邦夫議員、林議員、黒川議員、猪俣議員が、愛知県町村議会議長会町村議長表彰、議員15年以上をそれぞれ受賞されたため、全員協議会の冒頭に議長から伝達を行います。

(3) その他についてでございます。

南部町村議長会の負担金を23年度予算として計上いたします。

以上、報告を終わります。ありがとうございました。

(7番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 伊藤正昇君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、15番猪俣二郎君、16番大原龍彦君を指名をいたします。

○議長 伊藤正昇君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月24日までの19日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は19日間と決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第3 「総務民生常任委員会の所管事務調査の結果報告」を議題といたします。

調査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長、山田邦夫君、ご登壇ください。

(3番議員登壇)

○総務民生常任委員長 山田邦夫君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会に付託されました2案件につきまして、去る9月22日と10月29日の2日間委員会を開催し、全員出席のもと協議を行いましたので、その経過・結果についてご報告を申し上げます。

少し長くなりますが、お願いをいたします。

まず、9月22日に開催された委員会から報告いたします。

初めに、社団法人シルバー人材センターからの要望書についてを議題といたしました。

委員会をどのように進めるか意見を求めたところ、シルバー人材センターの決算報告書と会員数、年齢、年間の仕事量などがわかる資料を請求するということでもとまりました。

また、どのように要望書を扱うかは、資料をもらい、話を聞くなどの経過を踏んでからにすることになりました。

次の会の開催は、10月末と決まりました。

次に、本会議において、質問者から発言があった民生委員の関係についてを議題といたしました。

議会運営委員会から、事実関係を報告するようにと要請がありましたので、報告を行いました。

しかし、私の報告が簡潔明瞭ではありませんでしたので、次回の委員会までにポイントを整理して報告し直すようにということで、委員会は終了しました。

続きまして、10月29日に開催された2回目の委員会の報告を行います。

まず初めに、社団法人シルバー人材センターの要求資料による説明についてを議題としました。

提出された資料に沿って、シルバー人材センターの事務局長から説明がありました。

質疑に入ったところ、要望書の中身で、町からの補助金を減らさないようにしてほしいという要望を出された根拠を聞きたいという内容の質疑がありました。

これに対し、22年度は国からの補助金が大きく減額された。また、23年度も概算要求の段階で前年の一律1割カットと言われている。繰越金が多少あるが、年度変わりでの会員への支払いなどのためにある程度の繰越金が必要になる。国が減額したので、町も減額ということになると大変厳しくなるのでお願いをしたという趣旨の答弁がありました。

次に、資料の受注件数の中の公共関係というのは、蟹江町だけなのか、それ以外も入っているかという内容の質疑がありました。

これに対し、蟹江町のみ数字である。体育館、公民館などの夜間、休日の管理、学戸地区の都市公園の花壇の整備、役場の清掃関係などが公共に入っているという趣旨の答弁がありました。

次に、配分金の最高額と最低額はどのくらいかという内容の質疑がありました。

これに対して、最低は1日や1時間のみ働く人もいる。最高は約15万円ほどであるという趣旨の答弁がありました。

次に、平成17年あたりが仕事量でピークであったと話があったが、年々縮小ぎみなのか、課題はどのようなことがあるかという内容の質疑がありました。

これに対して、民間の仕事が年々少なくなっているのが現実である。17年にピークであったのは、派遣法に抵触するような部分の仕事もしていた関係で、非常にその部分が高い金額であった。その後、整理をさせていただき、昨年度整理が終わった。来年度の6月か7月に派遣業務が行えるように現在準備をしているという趣旨の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、要望書に対する扱いについて協議したところ、議長に報告して、議会側でどうするか諮るということになりました。

次に、本会議において、質問者から発言があった民生委員の関係についてを議題といたしました。

冒頭に、前回の委員会の報告の中で、本町地区の具体例について、推測に基づいて発言をして混乱させたことについておわびをしました。

前回報告したものを整理しましたので、その内容をご報告します。

8月24日に蟹江新田の方から、私の自宅あてに文書が郵送で配達されました。この文書は、9月22日の委員会で供覧済みであります。この文書に総務民生常任委員長という字句が出てきますが、私の名前の肩書であり、一般私文書と認識していたため、9月議会で開いた9月6日の総務民生常任委員会で格別の報告はいたしませんでした。その時点では、一般質問の前だったので、全く問題はありませんでした。

文書の到着日以降、差出人との面談、面識は一切ありません。前回言ったように、私文書、投書の類だと思っておりました。

質問議員初め、他の議員に対しても当該文書は一切口外しておりませんし、コピーも出しておりません。

本会議場での一般質問の中で、私あての文書という話がありましたが、その文書は確認をしておりません。

民生委員の推薦は、町から依頼された町内会のやり方の問題でありますので、当委員会が検討する事項ではないと考えていますと報告しました。

次に、意見を求めたところ、民生委員推薦委員会に参加されたときに、投書の内容について委員会で発言などをされたかという内容の質疑がありました。

これに対し、その内容を含んで、かわった人の新旧の対比表を出すようにと発言し、町長の指示で対比表が出されました。さらに、かわった理由を聞いたところ、年齢制限、病弱の申し出など以外は町内会長からの推薦書によると答弁がありました。そこまででありました。

委員外議員からの発言もありましたが、その内容は、議会運営委員会から要請された内容とは違っていたため、委員長が事実関係を報告したということで、質疑を打ち切りました。

結論としては、投書にあったような前任の民生委員の同意書を添付してはどうかという内容については、町側は一般質問の場でも検討すると答えておりますので、この問題があるとすれば、改善や町の考えが出てきたときに議会に報告してほしいということになりました。

次に、その他の案件について。

先ほども報告がありましたが、蟹江町野外活動センター解体撤去工事の入札結果について、担当者の説明を求めました。

その内容は、10月20日に指名競争入札により、町内業者7社、町外業者4社の計11社を指名し、当日1社が辞退したため、10社で入札を行った。

その結果、落札業者は、三重県いなべ市藤原町の株式会社三輪建設となりました。予算額4,200万円、予定価格2,688万円、落札価格1,480万円であります。

契約期間は、平成22年10月21日から23年2月10日までであるというものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

(3番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

どうもありがとうございました。

以上で報告を終わります。

○議長 伊藤正昇君

日程第4 「蟹江町議会議員の派遣について」を議題といたします。

お手元に配付の文書のとおり、平成22年12月17日、津島市で開催予定の海部郡町村議会正副議長会に、高阪康彦副議長を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありません

か。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがってお手元に配付の文書のとおり、派遣することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第5 請願第1号「TPP交渉参加反対に関する請願書」を議題といたします。

お手元に配付のとおり、請願第1号は、会議規則第92条第1項の規定により、所管の防災建設常任委員会に付託いたします。

○議長 伊藤正昇君

日程第6 議案第71号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第7 議案第72号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

それでは、2案件につきまして推薦の弁を述べさせていただきたいと思います。

まず最初に、議案第71号でお示しをさせていただきました牛田加代子さんでございます。この方は先ほど来ご案内をさせていただきましたが、平成17年から人権擁護委員として委嘱を受けて、今現在も活躍をいただいております。また、平成19年4月からスクールサポーターとして、子供さんの人権にも大変お力添えをいただいておりますことを重ねてご報告申し上げたいと思っております。人格、見識も大変高い方です。人望も地域の方にも大変厚いということがございますので、最適任者であるというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

続きまして、議案第72号でお示しをさせていただきました山田成さんでございますが、この方もご案内のとおり、平成20年7月から人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け、現在も活躍をいただいております。この方も大変見識も高く、人望も地域の方にも厚いわけでございます。適任者というふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

以上、推薦をさせていただきます。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第71号及び72号は精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第71号及び72号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第8 議案第73号「第4次蟹江町総合計画基本構想の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

10番 菊地であります。

この蟹江町第4次総合計画の策定経過及びこの意見書の一覧表という書類を出していただいているわけですが、きょうの提案なんです、これ精読であります。きょういただいて、精読で本会議最後のときに、それからまた経過としては協議会の中でも出されるわけでありますので、審議の時間は結構あるかと思いますが、この提案に当たりまして、まず第1点、第3次総合計画をどうであったんだろうかな。計画書はいつも計画で、1つのこれは蟹江町では憲法でしょうし、この指針でありますこれを基本に基づいて町がいろいろな施策を進めていく、実施をしていくわけでありますが、描いた青写真がどのような形で色が塗られていったのかな。色の塗られたところ、色の塗られないところ、すなわち完成したところ、未完成のところ、それを踏まえてこれからの第3次でできなかったけれども、第4次へ繰り越されていくということでありますが、第3次の総合計画の基本計画を策定したその基本計画と第4次によって計画の柱、何本かある柱でありますが、柱がなくなった柱と新たな柱になったものはなんだろうかな。例えば、進め方に昔は協働参画だとかいろいろなことというのはなかった言葉が入ってきておりますし、やり方の手法というのも大きく変化をしてきておるわけですね。したがって、この計画をつくるに当たって、やっぱり第3次があって4次なんですよね。だからその辺については、どういう形で成果と結果について述べるのかなど。述べるのはいつ述べてくださるのか。ただ、これはできた文章をここで出されたわけでありませうけれども、これに色づけというのがやっぱり必要ではないか。思いなり考え方なりを、まず言ってもらえんדרらうか。

それから、2つ目には、この都市計画審議会の委員で専門のところ、もう委員会を3回行って、これで結構ですよということで都市計画審議会では決まりましたので、本会議

へ上程をこれされてきたわけでありますが、その委員会の中にも議員が3人入っております。しかし、議会の議員であるから、議会を代表してすべてが決まっているわけではありませぬし、なった委員さんが議会の他の議員と相談をしたりして、審査したりその議会の委員会に臨んでおるわけではありませぬ。あくまでも学識経験者という形で述べているだけでありますから、議会側の反映はこれからこの本会議において問題を提起したり審議をするわけでありませぬので、ここで、じゃ議会側の委員以外の委員の皆さん方のご意見というのは、この中に第1回から3回までいろいろな町の考え方、委員の皆さん方の考え方、そして修正など、こういうふうにかかれておるわけです。字が小さいもので見にくいわけでありませぬが、拡大せんと見にくい字ですが、ようここまでまとめて、きょう間に合わせたなと思つて感心しておりますが、やればできるわけですね。やればできることを、もう少し早目にきちんと議員が質問をしそうなことはきちんとまとめて出すという、そういう姿勢がないといけなかなと思ひます。

したがつて、細かい点についてはまた協議会なり、まだ本会議がありますので質問をしたり述べていきますが、まずこれを提案に当たつてどうであつたかという所見を伊藤室長並びに町長、副町長、そのほうからひとつお尋ねしたい。ひとつ考え方をこの提案に当たつて、執行者としてはどうなのかと、こういうものができたぞ、これでおれは頑張るぞということを知りたいわけでありませぬけれども、その点についていかが取り計らつてくださいますか。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

失礼いたします。

実は、今回提案させていただいて、今回の議会の全員協議会の中では、私どもの報告は実は今回ございませぬ。それで、大変、今、菊地議員からおっしゃられましたように、本来であればさきにこのような経過報告、それから意見の一覧等を一緒に添えて出ささせていただくのが本来だつたと思ひます。その辺をおくれまして本当に恐縮に思つております。

それから、先ほど来第3次の総合計画があつて、それから要は第4次という格好であるわけですので、その辺の第3次の反省といひますか、その辺はどうであつたのかという、その辺の質問があつたと思ひます。私どもその辺の評価をどういう格好でやらせていただいたかといひますと、1つは、これはプロジェクトのほうで第3次の総合計画の検証という格好で、実績評価シート、そういうものを作成させていただいて、これは基本計画、今回の第4次にも基本計画でそれぞれの項目がございませぬが、その項目ごとに実は評価をしております。それに伴つて今後の課題ですとか、そして第4次の総合計画に向けての方針をまとめていったという、そういうものでございませぬ。

当然、その第3次でやり残したこと、できなかったこと、社会状況によって方向性が変わったもの、そういうものもございませぬけれども、そういうものも踏まえて第4次の総合計画をつくらせていただいたと、そんなふうには思つております。

具体的な評価、それぞれ別の見方もあるかと思いますが、1つはこれ毎回総合計画を行う場合に住民意識調査というものをやりますし、また今回でも検討会議というものを住民の皆さんにたくさん入って、やっていただきました。検討会議は、当然議会の皆さん方も入っておりますけれども、その住民意識調査ですとかその辺のところでも当然蟹江町として今現在まだやるべきことがあるだろう、改善すべきところがあるだろうという、そういう意見も当然出ておりますので、そういうものも参考にさせていただいておりますし、検討会議からも蟹江町のいいところも悪いところも当然出していただいておりますので、その悪い面のところについての今後の進め方についても考慮させていただいたと、そんなふうに思っております。

今まで、実際にどういうふうにその色が描かれてきたかという、そういうことになりますが、すべてというその辺は非常に難しいかと思えます。ただ、実際にやってきたことはどんなことがあるんだろうなというふうに考えてみますと、例えば都市計画部門でありますと、区画整理で皆さんご存じのようにJRの北側の区画整理、それがもうほぼ順調にきておりますし、それから富吉駅のバリアフリーもそうでありましょう。それから、日光川ウォーターパークも早いところででき上がってきました。それから、土木分野では、河川で舟入地区に水辺スポットもでき上がってきました。福祉分野になりますと、保育所なんかでも今は南保育所の改築をやっておりますが、西保育所ですとか、それこそ蟹江保育所の改築等もあったかと思えます。ですから、そういう面も徐々に進めてきたのかなと、そんなふうに思っています。また、教育委員会のほうでは、耐震の事業をここ数年やってまいりまして、もうほぼそれも完了してきたという、そういう格好になってきています。

ですから、一つ一つという格好になりますとそれぞれプロジェクトのほうでも検証しておりますが、大きな事業については、そうやって、やってきたのかなと、そんなふうに思っています。

今回の総合計画については、第3次と一番大きく違っているのは、やはり一番、先ほども言われましたように、協働というそういう言葉が盛んに出てきています。そういうことを住民の皆様、それから行政、それから当然企業等も入って、みんなで一緒に蟹江町を進めていこうと、そんなようなことが一番大きな今回の第4次の総合計画の一番もととなるもののかなというふうに思います。

あと蟹江町がずっと前から継承しております水郷の里というのが、これはもう永遠のものというふうに考えておりますので、それをもってまた進めていきたいと、そんなふうに思っています。

答えになっているかどうかわかりませんが、そんなふうな所見を私としては持っております。

以上です。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、私は4月からこの職を拝命しておりますが、その前から土地利用関係、建設部長をやっておりましたので、その観点から少しお話ししたいと思います。

まず、都市計画の関係でいきますと、この総合計画の17ページから19ページまでの土地利用構想の中に都市計画の審議会で協議された内容が網羅されているわけでございます。土地利用の方針としましては、快適に暮らしやすいまちの形成、それから安心・安全なまちの形成、それから持続性が高いまちの形成、活力を維持するまちの形成、この4つの観点から土地利用の方針を立てまして、あと土地利用の方向としましては、駅前のにぎわいゾーンから最終の地域環境整備ゾーン、それから農業ゾーン、水郷環境保全ゾーンということに区分けして土地利用構想図を立てたわけでございます。

それで、都市計画の審議会におきましては、職員、それから一般の有識者、それから学識経験の方々を含めましてたびたび議論をさせていただきまして、今回4次総合計画の中に反映されたわけでございますが、大きな考えとしましては地域別構想というものを立ててやりました。それは都市計画の中での地域別構想、まず学区で須西学区、須西、蟹江地域、学戸地域、舟入地域、新蟹江地域とこの5つの大きなゾーンに分けまして、それぞれ地域別構想を立てまして、それぞれ皆さんの意見を聞きながらやってきたわけでありまして。

その中でやっぱり大きく議論がありましたのが、今問題になっている3地区でございます。特に蟹江地域でのヨシヅヤのすぐ西側とか、それから近鉄の南、それと富吉あたりのその辺の地区の地域構想の考え方はどうなんだということがございまして、これは前に中村議員からもご質問がありましたように、市街化の中の人口増とすれば当然基盤整備が必要でありまして、それをやるためにそのゾーンがどうなのかという議論がございました。基本的には、その3ゾーンをこれから調整区域であるものの市街化の方向に向けて検討すべき地域という位置づけをしながら、この第4次総合計画の中で人口定着を図っていききたい。ただ、市街化の中でもまだまだ未利用地がございまして未利用地を利用しながら、あわせて新たな計画を基本構想として盛るべき人口増を図っていききたいというような考えも含めまして、都市計画のマスタープランをこの総合計画に反映させていただいたのが流れでございます。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

今、菊地議員から質問がありました第4次総合計画の今回提案をさせていただきました策定についてということにつきまして、第3次総合計画との流れはどうなんだと、検証はどうなんだということで、総括的にお話ができるか、短い時間でありまして、ご答弁をさせていただきたいと思いますが、ご存じのように蟹江町では第1次総合計画、これが昭和54年であります。今から30年以上前に第1次総合計画がスタートし、第2次総合計画は平成元年、第3次総合計画につきましては平成13年で今、22年までが第3次総合計画であります。

第1次総合計画昭和54年、私は会社員をやっております、蟹江町がまさに第2学戸区画整理事業の真ただ中でありまして、私も地域の皆様方と区画整理についての説明会にお邪魔をさせていただき、蟹江町の議員さん、それから町の職員さんと意見を交換した、もう30年も昔になってしまうんだなということを、改めてこの策定計画をやっている間に思い起こしたわけでありまして。

確かにバブル期を過ぎた日本経済は、その後基調回復にあるというものの、一昨年のリーマンショック等々でまだまだ上昇気流に乗っているというまではいかないというふうに思っております。

この蟹江町も第4次総合計画を策定するに当たりまして、先ほど来室長が申し上げましたとおり、計画の基本構想から始まりまして、いわゆる計画と、それから実施計画、いずれにいたしましても10年間の基本計画の中で当然見直しがあるわけでありまして。それで一番やっぱり私どもが今回重視をいたしましたのは、先ほど来から何度も出ておりますように、協働でまちづくりをしようじゃないか、そういう状況に今日本全国がなっているやに思っております。これは今急に思ったわけではなくて、平成7年から私も議会議員を経験させていただき、これからの世の中やはり町村合併も経験し、平成の大合併も一段落をし、蟹江町はこれから合併の方向に向かうのか、それとも独立独歩でいくのかというご議論も議員の皆さんにさせていただいた事実がございます。

そんな中で蟹江町は第4次総合計画を策定したわけでありまして、今後は議員各位の皆様方におかれまして、地域の代表という、そういう考え方、ずっと前からそうでありましてけれども、と一緒になって我々地方自治体の官の人間と一緒に民の代表としてこれからまちづくりを進めていっていただきたい、そういう指針になるいろいろなアドバイスをしていただく重要な皆様方でありまして、そういう意味でいけば第4次総合計画と第3次総合計画の違いは、民意をいかに取り入れるか、そして総合計画の策定会議、それからプロジェクト、それから検討会議もそうでありましてけれども、9回にわたる会議の中でのワークショップ、これを我々もすべて中に入れさせていただき意見を聞きました。確かに、すべてがすべてそこで網羅されたかなという若干不安視はあります。しかしながら、先ほど来言いましたように、これからは協働で皆さんと一緒にやっていくんだという違いは、第3次とは明らかに違います。

ただ、基本的に蟹江町はやっぱり水郷の町、そして歴史文化の町、これをしっかり地域の皆さんにも認識をいただいて、我々もそれをしっかり認識をしてまちづくりをしていくという大きな違いがあると思います。また、策定の段階で確かにコンサルタントの方に最終的にお願いをしたということはあるけれども、その途中のプロセスはいろいろな方にいろいろなご意見をいただきました。そういう意味でいけば第3次総合計画とは若干厚みが違うんじゃないかな。

ただし、これがすべてではないということはわかっておりますので、いずれにいたしましても実施計画につきましては、当然3年間で見直しをさせていただきますし、基本計画につきましてもおおむね5年間でめどにしている、これはおおむねであります。その途中でいろいろな計画変更があるやに思いますが、ここまで皆様方に一生懸命おつくりをいただいたこの第4次総合計画の策定でありますので、何とぞ議員各位の皆様方にも今後このことにつきましては格段のご協力を賜りますようによろしくお願いをいたしたいと思っております。

すべてのお答えができたかどうかにつきましては、大変申しわけなく思っておりますが、またいろいろなお話ができればというふうに思っております。

以上であります。

○10番 菊地 久君

精読になっておりますと一緒に、協議会ではこれを中心ではありません。これに基づきながら蟹江町の都市計画のマスタープランですね、それから緑ですね、緑の基本計画、これも一緒なんですよ。都市計画の中のこれ大事なことでございますし、基本的に今の現状をどうとらえられておったのかな。特に言うまでもありませんけれども、ますます日本は長寿社会になって、高齢者対策は本当に大変なことでもあります。それについてこの基本計画の中ではどうやって網羅しておるのかな、実施計画はどう進めようとしておるのかな。また、特に子育て支援ですね、についても特に政権は今変わりましたが、政権が変わっても新しい政権でももたもたしておって困るわけですが、基本的には新しいもの何かを生み出そう生み出そうという努力はやっぱり大切でございますので、子供を大切にする、老人を大切にする、その社会を行政だけでなく町民みんなこぞって力を合わせていかないと、日本はだめになりましょうし、蟹江町ももちろんだめになっちゃうから、協働社会、みんなで支え合って助け合っていこうと、こういうようなことだろうということはここの中にも書いてあります。これは文章として書かれてありますけれども、きちんとして整理をされて、基本的にこの町長を初め職員の皆さん方が、腹の中に落とし入れているのかどうか、行政を担当する日々やる皆さんがそのことを理解をしてこれから第4次総合計画に基づいて、自分たちはその先頭のリーダーとして頑張ろうぜと、議会の皆さんも助けて、ちょい一緒にやろうぜという、こういう内容や雰囲気的大事でございますので、これはあくまでも計画書であって、ここに血をどうやって流すかなんですよ。体があったって血液が流れないとだめになってしまいますので、私もありがたいことに幸か不幸か第1次から第4次までこれに携わってきておりますので、いろいろその都度その都度生きてきておったので、よかったのか、これで大丈夫なのか、これでという思いがたくさんあるわけです。

そういうような思いの中で新たなる旅立ち、第4次総合計画がもし策定されたら、それが本当にすばらしい方向づけがされると、その思いがお互いに一致していかないと、いいものではないものですから、そういうような意味で担当の室長、副町長、それで町長のご所見をお伺

いしたわけでありませう。細かい点については、また一般質問なり協議会の中でのご質問をさせていただきます。そしてやっぱり熱いものにお互いが議論し合っ、熱いものにすべきだと、こういうような思いがありましたので、質問をさせていただいたわけです。

あとは、精読で一生懸命勉強させていただいて、鋭い質問をさせていただこうと、るる勉強をさせていただきますので、お願いを申し上げます。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

提案に際しましてお伺いしたいと思ひますけれども、この第4次総合計画の協働ということの言葉の概念と全体の計画の組み立て方ということについてお伺いしたいと思ひますが、協働のまちづくりということで、これらが柱になって、そして各部署や各課や各項目に波及するような中心的存在としての協働ということなのか、この全体を見ますとそうではなくて、協働で町民の意見を聞くという姿勢を持っ、町民が参画して行くという機会をつくらうという一部分のセクション、これが例えば123ページにはそのように書かれているんですね。協働のまちづくりを進めるということは、全体の項目の中での一セクションみたいな書き方で書かれておひますので、この協働ということの概念、住民がただ意見を申し述べるというようにとどめているのか、そうではなくてすべての計画の中の柱にそれは据えられるような組み立て方になっているのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思ひます。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

協働についてでございますが、この協働というのは一部という、そういうことではなくて、例えばこれ皆様方に今お配りしておひます総合計画書の26ページ、25から重点プログラムという格好で協働と、それから水郷の里という格好で書いてあります。その中で、これも実は審議会の中での話で、協働といってもどうい、要は基本計画とどういつながりが出てくるんだという、そういうようなこともあっ、基本計画の中でのあれはどうい考え方でその協働というのはなるのという、そういうことなんです。実は、ちょうど26ページのところにその主な取り組みと主要関連施策というところで、それぞれその基本計画に書いてある協働の関係してくるようなその内容、そういうものをここですべて掲げさせていただきます。ですから、例えばこのページ数が書いてありますが、ここで言う一番最初に123ページというふうに書いてありますが、ここにはちょうどこれは協働のそのものの言葉が書いてありますけれども、これは当然一番もとになるところでありませうので、こういうふうに書いてありますし、その次のどこ見ようかな、多文化共生でもいいんですが、129ページやなんかを見ていただきますと、こういうところでも実は協働という関係してくるんだよという、そういうような内容があります。

それで、各基本構想の施策内容といひますか、そういうところを見ていただくと、例えば、ごめんなさい、いろいろ飛ばして申しわけないですが、仮に71ページにごみの関係が出てお

りますけれども、そこに施策内容のところ、(1)のごみの排出量の抑制ですとか適正処理、それから②で家庭・事業者対するごみの適正処理の普及だとか、その下に協働の取り組みという、そういう項目で書いてあります。それぞれこういう基本計画の中には協働の取り組みに関係してくるものについては、すべてこういうふうに書いてあるんですね。ですから、協働というのをやはり一番メインで今回考えていこうということで、こういう施策の中でいろいろとありますけれども、協働という格好で取り組んでいく内容については、ああ、こういうものがあるんだよということをごここに示させていただいたと、そういうふうにとらえていただけるといいかなというふうに思っているんです。

言葉で協働協働と、じゃ何を協働するのという話になってきますので、基本計画の中ではそういうような各項目の中で協働の取り組みはこういうものだよということで、後にそうやって書かせていただきました。そういうことで、協働の進めというか、そういうふうでやっていきたいなど、そういう感じで実はこの計画書はでき上がっています。

これもちょっと答えになっているかどうかわかりませんが、そういう格好で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○8番 中村英子君

短いちょっと時間ですので、理解ができるかどうかわからないんですけれども、私が質問していることは、協働ということが柱になって、それがすべての町の事業や政策について波及して、そしてそれが一定の効果をもたらすような組み立て方であるのか、そうではなくて部分的な取り扱いに終わっているのかどうかということなんですね。

といいますのは、私たちが先進地に行きますと、まちづくりの目標というのが非常にはっきりしているところがあります。そして、それを町民の皆さんや市民の皆さんが理解して、そのことに参加して町全体がその目標の効果を上げていると、それが本当に生き生きとしたまちづくりの姿ではないかなというふうに思うわけですね。

ですから、この組み立て方が、どうであるかということによって、その効果、そしてまた各部や課や町民がやっていこうとする作業も当然違ってくるわけですので、どうもその辺がここから余り見えてきません。例えばごみの問題についても、それはいろいろ町民に参加してもらうことはありますけれども、現在でも町民に参加していただいていることはあるわけですね。ですから、今のレベルのことを広く浅く全般的に数%アップしていこうというのがここから見える計画の中身という印象なんです。これは前回のときに全員協議会でも黒川議員のほうからご指摘ありましたが、全部を数%ずつアップしていこうという計画ではないですかというようなご指摘がありましたけれども、そういう広く浅くとらえどころのない計画というイメージがどうしてもするものですから、組み立て方そのものについて弱いというか、理解しにくい面があるのではないかなというふうに思いますけれども、それについていかがでしょうか。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

考え方としましては、基本的にはやはり部分的な、まずそういう部分的な格好で事業を進めていくという格好になると思うんです。そのほうが住民の皆さんにもわかりやすいかなと、そういうふうに思っています。こういうことで皆さん協働でやりましょう、このことについてやりましょうというのが幾つか重なって、蟹江町全体としては皆さんと一緒に協働で進んでいるんだよと、そういう形で見えてくるのが一番わかりやすいのかなというふうに考えておりますので、基本的には部分的な形です。まずは進んでいくのかなと、そういうふうに思います。

○8番 中村英子君

そのとらえ方ですけれども、ちょっと今も申し上げましたように、ちょっと短い時間なので、この質疑応答で理解するというのは難しいと思うんですが、1つの目標というものがどういうふうに現実の事業の中に反映し、その中で例えば住民がどの部分の役割を担っていくのかという、その目に見える形の協働の部分というのがないと非常にそれは効果的に難しいんじゃないかというふうに思うんですよね。ですから、私はちょっとこの組み立て方に問題があるというのは、各項目にこの部分においては協働の部分をごくしますと、そしてこの作業は町民の皆さんがこれだけ担いますというようなそういうその設定がないと、書いたものは書いたままで終わってしまう可能性があるんで、効果を出すためのやり方、組み立て方にはなっていないんじゃないかということで、今はこれだけちょっと指摘して終わりますけれども、また後で精読ということですので、質疑していきたいと思えます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

総合計画につきまして、それぞれ今も随分いろいろな疑問のご意見があると思うんですね。協働まちづくりという問題についても、過去において委員となった山田邦夫議員からも一定の疑問の声が出されたように思うわけでありましてけれども、つまり全体としてこの総合計画というのが、どういう行政の上で形でもって生かされているかどうかということが、非常に一定のお金も使ってつくるわけでありまして、これを日常的に生かさないといかんということをおもうわけですが、その点でちょっと疑問な点を伺っておきたいと思うんですけれども、1つは、この総合計画の策定する意味ですね、意味、これはどういうことなのかということをお、職員の皆さんもしっかりととらえているだろうかということをお疑問に思っておるんですよ。例えば、これ第1次総合計画が策定されたのが平成元年ですよ。あれからもう20年も過ぎているわけ、20年を超えているわけでありましてけれども、例えば当初から水郷の町蟹江、水の町蟹江ということを目指すんだということをおうたっておるわけでありましてけれども、今日、今になっても水郷の町蟹江というイメージが浮かんできていないわけですよ。これは、ということは、こういうものは国のお達しでつくってみるだけのものと、

こういうことなのかなど。歴代の町長さん、計画が策定されてからこれ2人目になるわけですか、町長さんとしては、どのようにこれを位置づけて、この総合計画から町長は5計から7計の中心的政策ということをつくり出しておるように思うわけですが、それぞれの各部署の部課長さん方はこれらを日常的にどう生かして、頭に置いて町政を進めているのかなということが非常にわからない、疑問に思うことが多いんですよ。だとするとこんなのは、無駄じゃないかなというふうに思うわけですが、その辺のところについてちょっとご見解を賜りたいと思うんですが。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

この総合計画をどう生かしているかと、そういうことですが、この総合計画の中に、やはりまずここには基本構想があり基本計画というものが書かれます。その基本計画の下にもう一つ実施計画というものが実はありますが、その実施計画というものはこれはいわゆる3カ年実施計画というもので、これは3月の議会に毎年蟹江町はどんなようなことをやっていくんだよと、そういうことで皆さんのところにもお示しするものです。この3カ年実施計画というものは、あくまでその総合計画に基づいてこれでき上がってきているものですので、そういう面ではその総合計画書がないことには今のいろいろな事業というものは成り立っていないという、そういうことをまず基本に考えています。この計画自体も実際にここまで作り上げていくには、プロジェクトがあり、当然その課の中でいろいろと練っていただいて、最終的には課長等もいろいろ頭の中にしっかり入れていただいて出てくるわけですので、これは全職員というか、そういう職員全体でもって今回も第4次は進めていくんだというそういう意気込みでもってつくられていると、そういうふうに思っています。実は、総合計画自体がなくてもいいという、そういうわけにはこれは決していなくて、これは例えば国・県でいろいろな事業を私どもが事業計画をやる場合に、総合計画書のどの辺にその辺は書いてあるんだということをよく指摘されますので、当然事業を進めていくに当たっては蟹江町が今後10年どういうことをやっていくんだということがどこに書いてあるのか、その辺のところやはり県なり国にそういう補助金を申請する場合は非常に重要になってきますので、そういう面ではこの総合計画というのとはなくてもいいや、絶対決してそういうものではないとそんなふうに思っています。

○7番 小原喜一郎君

今、林議員の指摘があって、昭和54年が第一弾だそうで、だとするともっとたっているわけですね。首長さんで言えば4代くらいにわたるんでしょうか。例えば、首長さんはそれぞれの選挙で選挙公約をしますよね。その公約される方々が、これらをすべてつくるかは限りません。例えば、例えばですよ、私が立候補したとすると、これとは全く違った公約をうたい出しますわ。これはどうなんですか。つまり、あなたが今おっしゃると、県に指摘されると、総合計画のどこに書いてあるんだと言われると。それでは、上からのお達しの行政に

なってしまうわけで、つまり首長さんの公約が行政に発揮できるようなそういう弾力的なところはこれ、ないわけですか。これを生かすわけ、すると歴代、この総合計画に沿ってだれが出てきても同じようなことをやっていることになってしまうじゃないですか。だから、これがどのように出されて、そしてそれぞれの首長さんがこれらも尊重しながら自分の公約も実現しなければいかんわけで、そういう点とのかかわりで本当にこれ何なのかなということをおもうんですよ。それから、部課長さんの日常的な業務を見ておっても、この総合計画なんていうものは待てよと棚から引っ張り出してきて、ほこりになっているやつを引っ張り出してきて一遍見てみると、こんなことになっているんじゃないかなというふうに思うんですよ。そういう点が、どうも疑問に思うんですけれども、これは単に疑問に思う程度で一定の先ほどおっしゃるような法制みみたいなものもありますので、そういう点のこの観点から答弁をいただくと納得いくんじゃないかというふうに思うんですけれども、聞かせていただきたいと思うんです。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

まず、総合計画書自体は、これは地方自治法のほうで決めてくれというか、つくらなくちゃならんということがまずなっているんですね。ですから、まずこれは法律でもってまず決まっている、そういうことです。

それから、町長等、首長がこうやって選挙で出てきた場合ということですが、当然というか総合計画書がやはり町の一番しんとなっているものということでもありますので、公約も当然ありますが、まずこのどうでしょう、ここの中で大きく外れていくというのは、そういうものは僕はないように思うんです。必ずこの中にその公約というものの一部分は必ず入っていることなのかなと、それのもう少し細かい部分で公約というのは出てくるという、そういう位置づけで考えています。

あと、これは審議会、それから議会のほうからもいただきました、先ほど町長も言っておりましたが、これがやはり今の社会情勢からするとすべてこれが10年間これでいいものかというふうには思っておりません。ですから、今後例えば5年をめどに見直しと、そういうことも言っておりますので、そのときはまた皆さん方のご意見をいただきながらちょっと見直していこうと、そんなふうに考えておりますので、そんなふうには実は考えています。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

これ以上言いませんけれども、私は実は一般質問でやる予定をしておるんですけれども、これは総合計画についてではなくて、まちづくりに関連してこれがどうなっているかとちょっと言わせてもらおうというふうに思っておるんですけれども、いずれにしろ例えば歴代の町長さんが自分がやろうとしたことをこれに当てはめて、だとするとそのところが前面に出てくる、この中からずっと前面に出てくることになると思うんですね。ところが、どうも

今の蟹江町の町政は、じゃまちづくりがずっと前面に出てきておるか、住民の皆さんがそのように思っているかという、そうじゃないと思うんですよ。そこのところに特徴があるというふうに思うんですけれども、あるいは水郷の町蟹江をつくるんだといった、それにぐつと向かっているかという、そうでもない。そういうことがあるので、その辺のところを住民の皆さんに目に見えるような形にこれを具体化する必要があるんじゃないかなと。それは首長さんの技量かもしれませんよ、自分の公約に照らしてということがあると思うんですけれども、そういうこれがそういう形で生きていく方向を目指していく必要があるのではないかという気がするんですね。要望だけですけれども、今後これはやっぱり私どもを含めて、こうなるぞ、これの意義があるんだということを覚えるような方向にさせていただきたいということをお願いしておきます。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第73号は精読としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第73号は精読とされました。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますけれども、議会運営委員長として、議長にちょっと聞かせておきたいわけでありますが、先ほど請願は総務民生常任委員会に付託ということだけで、正式に、あ、防災建設常任委員会ですね、議案を提案をするということになっていないわけですが、これ局長に答弁していただいてもいいと思うんですが、関連が、いや慣例がどういうふうになっているか、提案されないままにそのまま付託でいいのかなということをおちょっと疑問に思いますので、伺っておきたいわけであります。

○議会事務局長 松岡英雄君

先ほどの件で、小原議員からのご質問でございますけれども、請願についてはこれは先ほど議長のほうから92条のほうで委員会に付託すると、請願を配付した上で委員会に付託というふうなことでなっていますので、これは提案説明もする必要がございません。過去にもそのような形で取り扱いをさせていただきました。議長のほうから委員会付託をさせていただくという報告だけで終わって、それぞれの所管の委員会のほうへ付託するという形に過去にもなっておりますので、今回もそのような取り扱いをさせていただきました。

以上です。

(発言する声あり)

先ほど議長のほうから92条の第1項委員会、請願の配付のとおり防災建設常任委員会のほ

うへ付託をしますというような報告をさせていただいております。

○議長 伊藤正昇君

それでは、暫時休憩をいたします。

40分から再開をいたします。

(午前10時21分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 伊藤正昇君

休憩中に皆さんのお手元に紹介議員より請願に関する資料の配付の申し出がありましたので、配付してありますのでお願いいたします。

以上です。

○議長 伊藤正昇君

日程第9 議案第74号「蟹江町議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第74号、会議規則第39条の第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第74号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第10 議案第75号「蟹江町室及び部設置条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条の第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第75号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第11 議案第76号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 山内 巧君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎です。

資料請求ですけれども、できればこの貯蔵タンクの所在、蟹江町で大体何基くらいからとか、この飛島含むということは、これどこのエリアでこの20基なのかどうかちょっとわかりませんが、そのエリアの中の所在ですね、一定の知識を得ておいたほうがいいじゃないかなという気がするわけで、できれば資料を出せれば出していただきたいなと思います。

○消防長 山内 巧君

今回の実は改正につきましては、先ほども申しましたように500キロリットル以上の巨大タンクが、例えば設置をするときの許可の審査事務の手数料であるとか、完成前検査の審査事務手数料の引き下げに係るものでございます。それで、こういった巨大タンクにつきましては、コンビナート地域に抱えるようなタンクでございまして、先ほど実は飛島村を例に挙げてご説明をさせていただきましたけれども、本町には今回の条例の引き下げに係る該当するタンクがございません。もしよろしければ一覧表のほうはお出ししますが、全く該当しないのでよろしいでしょうか。

(発言する声あり)

これはあくまでも市町村長が許可をするものでございまして、蟹江町長は許可をするものの条例改正に係るものはないということで、参考までに隣接する飛島村のコンビナート地帯

の特定屋外タンクがこれだけありますよという例示をさせていただいたものでございます。

(発言する声あり)

そうです。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第39条の第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第76号は防災建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第12 議案第77号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

前の議案でも、これでもですが、専用料の算定の基礎になっている地価水準というのが固定資産税評価額となっておりますが、地域、場所によっていろいろだと思えますけれども、概して下がっておりますね。概略的には下がっておるわけですが、大まかに何か地域分けか何らかの分類によって、例えばこれらの場合ですと昭和51年にされたものを今回変え直すみたいですね。前のはもっと前みたいですが、その地価水準の変動というもののわかる資料、固定資産税評価額の以前は上がる上がると、上がってきておるとしておったのが固定資産税にも影響があることですが、そういう資料を請求いたしたいと思いますが、ご承認いただけますか、まとまる範囲で結構ですが。

○産業建設部長 水野久夫君

毎年地下の価格につきましては、公示がされております。そういったものの資料でよろしいでしょうか。

○3番 山田邦夫君

上がった時期も下がった時期も、また場所によって上がったところも下がったところもあると思うんですが、概略的にはこれ下がってきているんですね、このごろ。だから、ある時

点とある時点、それは例えばこの議案のケースでは51年ころと現在、あるいはピーク時に比べてどうかというようなことでもいいんですが、そう毎年の動きまで要りません。ある点ある点の資料で、概略的なことがわかる資料を、これは委員会に審議で要ると思いますが、議員にもお配りをいただくとありがたいと思います。

○産業建設部長 水野久夫君

それでは、ご用意させていただきます。

○7番 小原喜一郎君

先ほどちょっと私は伺おうと、7番 小原喜一郎でございます。

地価水準の下落というのは、一般的な傾向ですね。ことしも7月に公表されました公示価格を見てみますと、そういう傾向なんですけれども、占用料収入とのかかわりでいいますと、減収の方向かどうか、それだけちょっと聞かせておいてください。

○産業建設部長 水野久夫君

今回の改正によりまして、議員が申されますように、占用料の収入としては減少になると思います。

（「何%」の声あり）

今回予算のほうで既に出ておりますけれども、ことしの分につきましては電柱の占用料金トータルで約900万ほど予定をしております。改正されますと、200万ぐらいは下がると思います。

○議長 伊藤正昇君

これで質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第77号は、議会規則第39条の第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第77号は防災建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

この委員会までに資料をお願いできますか。よろしく申し上げます。

○議長 伊藤正昇君

日程第13 議案第78号「蟹江町公共物管理条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第39条の第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第78号は防災建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第14 議案第79号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 山内 巧君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第39条の第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第79号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第15 議案第80号「藤丸中央線道路整備工事請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

10番 菊地です。

今の提案説明だとちょっと理解しかねますので、ご質問いたしますが、まずは変更の内訳

ですが、仮設工ウエルポイント設置工57本が26本、それから排水路の築造工事ウエルポイント設置工145本が108本、それから照明灯のA設置工が1基、照明灯B設置工が3基という変更概要が書いてあるんですね。それで、最終的に金額は、円の書き方が契約金額が5,775万ですね。それが5,800万でふえていっとるわけですね。それでふえた経過というのはこの内訳で出てくると思うんですが、その数値はどういう数値がこれだとわからないんですよ。なぜこれの数値を出さないの、説明段階で。普通本来は、変更にあたっては何が幾らで減額、何が幾ら、総トータルの工事見積もりですので、値段的には難しいと思いますよ、落札価格によってね。大枠を全部入れておいたと思いますが、大体新規のやつは幾らかということはおわかりだと思うんですよ。だから、この街路灯についてどうなのと。数字的にわかるんでしたら、明細をちょっと報告して、総トータルこうなりますということですよ。新たな事業ですから、一方ではこの事業は、ああ、よかったよかった、片一方は金をちょこっとふやして、事はついでだ、これをやれということでしょう。事はついでにやるんでしょ、これ、違うの。入札時期が変わるんだから、中身が。だから、その中身についてどうなのということをもうちょっと詳しく説明をしたほうがいいと思いますので、お願いします。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、今までの経緯をちょっと説明させていただかないとご理解できないと思いますので、ちょっと簡単ですが、今までの経緯を説明させてください。

22年の2月に実は5,480万8,000円できめ細やかな臨時交付金の通知をいただきました。それから、3月議会で議決いただいたように藤丸中央線の整備工事をして、この臨時交付金、きめ細やかな臨時交付金を使わせていただくということになりました。

次に、実は5,480万8,000円で交付の通知を受けておりましたが、これは年明けてからの話ですよ、3月12日に実は国のほうから5,840万7,000円、359万9,000円ふえて交付金を出すよと、蟹江町さんに上げるよという通知がまいりました。もうこの時点では既に議会対応の準備をしておりましたので、本日の議案書の2枚目につけさせていただいたように、3月の議会のときには5,775万円で契約をいたしました。となりますと、交付金額のほうが多くなりますよね。5,800万円交付で来るのに、きめ細やかな臨時交付金で来るのに5,700万円しか使わないということになりますので、マックス交付金をいただけるというのは、実はこの防犯灯、照明灯の設置工事が今年度予定しておったものなんです。今年度、実は来年度ですが、実はあと駅前広場藤丸中央線の舗装部分の工事が今年度施工しておりません。ですから、来年度施工するつもりでございました。ごめんなさい、照明もちょっと言い間違えたんですけども、来年度設置する予定でおったんですわ。せっかく交付金がこれだけついておりますので、満額いただかなきゃ損だということで、減額の要素となるウエルポイントの修正と今回の照明灯のものを精査して、見合う金額で変更させていただくということなんです。

実際は、数字的にはごめんなさい、ウエルポイントの減額分で128万3,490円、照明灯のほ

うの増額分で223万5,840円ということで、今回の変更提案をさせていただきましたので、よろしいでしょうか。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川です。

だけれども、どうしてその余分に入ってくるわけですか。国が勝手に入れてきた、そういうことになるわけですか。そういう理解でいいですか。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

すみません、じゃ私のほうからちょっとお答えさせていただきますが、これは言い方悪いかもしれませんが、国のばらまき交付金でございました。全国各自治体が同じようにプラスアルファで何がしの交付額増ということで措置されております。国のほうからの余分に上げるよということです。

(「民主党政権のおかげだよ」の声あり)

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第80号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第80号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第16 議案第81号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第81号は総務民生常任委員会に付託することに決定

をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第17 議案第82号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

いいのかどうかちょっとわかりませんが、まず第1に、指定管理者でここに書いてあるように2ページですね、「建物等」と書いてありますが、それ以外に町の財産でありませんけれども、ここは民間の土地の借用を相当しておるわけですね。その借用料等とはこの事業経費の中でお支払いになっていくと思うんですが、その他の件ですね、町の財産以外のものについては、どのぐらいあるんだろうかなど。それから、契約などされるときに当然民間のところと契約をしたりしておりますけれども、そういう扱い方というのはこれからはすべてそうされるのか、町が仲介の労をとりながらおやりになっていくものなのか、その辺のところはいかがなものかなど。今回のお出しになるにいいんですが、経営状況だとかいろいろなことについてでも新たな活動をするためにはこういう方向がいいのかなど。おんぶにだっこでいついつまでもなしにすべてがそこで運営管理をしていただいて、補助金等々の問題も先ほどの話がありましたように、国だとか県だとか町に頼ってすべておんぶにだっこでお仕事も当然町の補助金2,000万ぐらいだと思いますが、県の高齢社会課からが来たりやっておるわけですね。仕事も大体この公営公共、蟹江町なら蟹江町からこれとこれということでいただいて運営しておるんですが、もっと拡大をされて今の失業者、雇用をしていない人や高齢者やたくさんの方がお見えになるものですから、そういう人たちがばっとひとたまりになって、そこで本当に生き生きと、ただ花をつくれればいいんじゃないかと、高齢者で失業された人たち、知的労働者もお見えですね、いろいろな立派な人のお見えなんですが、あの自然にシルバーに行くというと花をつくったり肉体労働みたいな感じのイメージが強すぎるんですよ。

そうでなくて、会社で貢献をしておって、重役までやった、部長もやった、管理職もやった、人を使うのにたけとる人とかいろいろな人がおりますが、シルバーいうと何となくまあということで、人が集まらないものですから、会員も200何名でちっとも伸びせんしね、やっぱり大勢の方が集まってきて、そこで200、300、500となれるようなそんなような方向を望みとしてお互いに持っておりますので、その点についてこういう指定管理者制度の方向で、そちらのほうにしたほうがより活性化されて活力があって、大きく変化をしていくものなの

か、むしろそういうことによって、衰退をしてしまうという心配があるのかどうなのか、その辺についてはどのようなお考えを持って、こういう方向でお決めになろうとしておられるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思いますが、いかがなものでしょうかね。

○民生部長 齋藤 仁君

お答えいたします。

シルバー人材センターの借地の関係でございますが、議員言われるように、主に温室関係のほうで借地をさせていただいております。これにつきましては、シルバー人材センターが独自に事業という枠づけでみずから行っておる事業でございますが、私どもとしては負担にならない程度にやっただけであればいいのかなという程度のことは考えておるところでございます。

その借地の関係であっせんしたりですとか継続を促したりというようなことは、町としては行っておるところではございません。法人の独立性を損なってもいけませんので、あえてそういったようなことはしておりません。

ただ、その補助金2,000万円ほどでございますけれども、これはすべて人件費という形で私どもとしてはその内容を含めて事業計画等を精査しながら、予算に計上させていただいて、新年度またお認めいただくという形でやっておるところでございます。

また、公共のほうにつきましては、先ほど少しありましたけれども、大体3年100万ほどの事業実績、配分金ベースですが、そういったようなものが21年度の事業実績という形で上がっております。

一方民間につきましては、4,400万強といった金額が上がっておるわけでございますが、もう公共にもたれてすべて行っておるというところではございません。そのほかに今申し上げましたように、温室関係の独自事業ということで900万弱といった配分金が出されておりますので、町におんぶにだっこという形はちょっと表現がいささかきついのかなという感じが私は持っております。そういった関係でございますので、今後この施設についての指定管理については、シルバー人材センターにお願いをし、きちんと管理していただくということで5年間お願いしたいというものでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

(「予算、お金、お金の問題」の声あり)

答弁漏れがございました。申しわけございません。

平成20年からということで、今20年度の方でございますが、正味財産というようなもので出しておるところでございますと、当年度、20年度でございますが、全体の予算としてはその人件費等の補助金等を全部ひっくるめまして1億3,500万ほどあるわけでございます。

ただ、事業についてはその配分金ということで、皆さん方にお支払いさせていただいてい

るところでございますので、その中から先ほど申し上げたように8,500万以上の金額が出ておるといふことでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第39条の第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第82号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第18 議案第83号「海部地区環境事務組合規約の変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第83号は精読にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第83号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第19 議案第84号「平成22年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由は終わりましたが、質疑は1時からにしまして、暫時休憩といたします。

(午前11時53分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 伊藤正昇君

提案理由は終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

15ページ、子ども手当の関係でございますが、事務手数料のほうの関係は減額ということになっておりますが、この関連しまして1次、2次、最初ね、5月、今度は10月でしたかね、その実態ですね、どうだったのかな。申請をされた人、そして申請しないがためにもらえなかった人、今回はまたどう何人の人が申請にお見えになって、まだ何人ぐらい来ないのかとか、その中身についてちょっと教えてもらえませんか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今年度新しくできました子ども手当の件でございますが、今現在でまだ申請に見えていない子供さんの数しかわかりませんが、大体340人以上まだその親御さんについてはこちらのほうに申請をされてはおりません。

今回減額については、公務員の方は各所属で子ども手当を払うということがありますので、どうしても私ども予算を組むときには子供さんベースに予算を組んでまいりますので、今回こういう結果になりました。

一応、私ども未受給の児童数が今先ほど言いました340人ぐらいということ把握しております。受給者が一体何人かというのはちょっと保護者の方についてはいろいろな方がございます。子供さんを中心に見ますと、子供さんが蟹江町におって、受給者の方がほかの他町村にいる場合については、ほかの親御さんのいる市町村で子ども手当というのは受給権が発生しますので、あとまだ何人の方がというところはまだ詳しいところまではまだわかっておりません。

総数、一応子供さんについては、5,500ぐらいの方が子ども手当の受給者であろうと、子供の対象者であろうということで、今のところ5,000ちょっと、5,100ぐらいが一応見えてると、あと残りの340ぐらいまだ来てみえないので、今後申請に来られても、もう経過措置の段階を終わっていますので、申請をされた月の翌月から受給開始が始まるという形になっております。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

初めてのことでございますので、事務当局は大変混乱をされておると思うんですね。それで自分たちが描いておった数字の基礎算出がありまして、これをざっと計算すると5,500人ぐらいだったと、最初のね。ところが申請に来ないがために360人の人はパーだよと。結局申請してから、申請しなけりゃもらえんものですから、大体自分たちが計算したこの数字

からは360人ぐらいの人が第1次締め切りというので、10月末でしたか、第1回目は。それで2回目が10月からでしたかね、申請、またするでしょう。そうですね。

それで、1回目の反省点ですが、あなたが担当者として上ともいろいろご相談をされておると思いますが、どのような人たちが申請しないのかなど、国会議員さんが申請しないとか、例えばお金持ちだからね、いや例えばだよ。大金持ちの人はわかっとるけれども、ええと、もう子ども手当要らんということなのか、たまたま海外へ行っておって、子供はおるけれども申請するのを忘れちゃったとか、いろいろなあれがあると思うんですよ、この360人の内訳について。主に何だろうかなと問われたときに、あなたの事務当局がデータとしてお持ちになっておるのはこういうのが多いんじゃないかと。例えば要らなくて来ないという人が8割ありましたと、あとの2割はその他のわけのわからん要件だとか、そういう内訳などについてはつかんでおみえなんですか。

○議長 伊藤正昇君

今ね、菊地議員が360人と言われた。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

340でございます、大体。

ただ、その340の方の内訳ですが、その細かい資料というのは持ってはおりません。ただ、子供さんを中心にうちのほうは予算のほうを立てましたので、どの子供さんが、親御さんがその公務員かどうかというのは色がついておりませんので、大体まだ来ていないというところ辺は保護者の方が公務員の方であろうとは思っています。

あと考えられるのは、子供さん中心にうちのほうは予算のほうを立てますので、子供さんはここに蟹江町にいて、先ほど申しましたとおり親御さんがほかの市町村にいる場合、その場合は子ども手当は親御さんがいるところで受給していただくこととなりますので、主な理由としてはそこら辺だと思います。

ですので、所得が多いから子ども手当の申請に来ないということではないんです。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

ちょっとあなたはどこまであれされているかわかりませんが、この第1回のやつについてもう結果がどうだということを書類を上げとるんじゃない。それでもう新聞で載っておるぐらい実はもらえるのにもらわなんだ人、これは最初から放棄をする人、要らないという人ね、それから親がいない、今言ったようにね、親がいなくて住所があっても親が行方不明で申請しなかったために。

(発言する声あり)

いやいや、行方不明なつて。

(発言する声あり)

そこにもおらんかもしれん、わからんのです。例えば、じゃ全国的な話を、全国的な話で、それはわからないんだよ。いやいや、データの的なぜ全部子供、全国でこれだけ子供がおると。おったら全国一律にいかなきゃあかんわけ。そのような予算組んどるんだもんで、もらえんだ子供、なぜかと、なぜかということなんですわ。その子が100%もらえるような方策だとか、手を今度打っていかないとこれは今年度でもう一回ありますが、来年から子ども手当について見直しというのは、金額見直しで、例えば3歳以下の人は2万円にしようだとか、金額は変化するけれども、対象者が全員子供である以上は子供に行かにかんわけ、その子供に。だから、それじゃだれがもらうかですよ。私がよその子供の名前を使ってもらうわけにはいかんでね、だからそれに決まった条件で行ったときでも100%いかないわけ。いかないところは何かあったかなということが一番担当者である身近な市町村の担当者は、何と何を把握をして、どこだっけか書類をつくって出さないかんし、聞き取り調査だとか何かが多分電話なり今やっと思ってると思うんですが、そういうことは何もなしで、あなただけに来た数字だけを挙げて、公務員は別のほうから入ってるから、蟹江のあんたの窓口じゃないから、まあという数字をとらえとるようですが、最終的には詰めをやっていかなあかんです、詰めて。そのときに与えられた職務として、地方へ来るものですから、嫌だと言ったって事務手数料をそのために幾らかよこしているわけ。だから人数掛けて戻したとかね、こんなこと。

それから、大変なことなんです、最初安定するまでは。だから担当者としては、その辺に関心をどう持つかということが大事なんです。自分の町であなたが課長として、あ、これとこれはこういうことやっとならばあの子もらえたなというような悔いが残ってもいけませんから、まあ初めてのことでございますから、いろいろな研究会やいろいろなことをやっておみえになると思いますが、今おっしゃったことについて所見ですね、ああ、この辺がこうしたらよかったかなとか、これはもうちょっと調べるべきかなというような項目だとか、そういうものは何かお感じがあるなら言っていて、それはやっぱり直接国のほうにあんたたちが働きかけて、制度改正をせよだとかさ、というようなことがあるならば、政府に申し上げなきゃいかんでしょう。政務官もここにすぐ側に10区の、9区の代議士さんは、こっちの関係の政務官だよ、ご存じじゃない。ご存じでしょう。大事な人がこの地方において、9区において、何やっとならば、一番率先してやらなきゃいかんじゃないかということなの。その地元の蟹江にもう民主党さんのこの議員さんもおみえですけども、言われるわけ。大事なことです、本当の話は。これは初めてのことでだから難しいと思いますがね、蟹江町の担当者に聞きに来たときには、今言ったこれだけの該当者があって、もらいにこない人は340人です。そのうちは多分公務員じゃないですか、あとよくわかりませんでは、そんな回答を聞きに来た人に今言っているようなことではだめだよ、言っちゃ悪いけれども。もう少し具体的に言えるもの、何かあるのかないのか。ないならないで結構。これから多分つくらなならんから。現状、現状なの。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今のところ原因のほうはまだ調査をしてございませんので、子ども手当が最初に来たのが、6月が最初の支払いです。次が10月で、次が2月になります。できるだけ広報等で今のところまずはやっていない方については、やってくださいというような今のところ広報の啓発でやっておりますので、あとまた今後またいい方法があれば検討をしていきたいと思っております。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

議案説明があつて、最終日に発言すればいいかと思つたんですが、総務部長の議案説明では、このマイナスの予算削減は400人の対象人数減だとおっしゃいましたね。ほぼ何かつかめて、見通しがあつて、400人ほど先ほどおっしゃつたと思うんです。その中身は公務員関係のということらしいですね。ところが今、児童館長のほうは、いや、まだきちつつかめていないと。しかし、340と言っている大半はもしかすると公務員関係だと。しかし、菊地さんが、議員が最初に聞かれたのはどういう人が未申請。未申請というと申請し損ねたみたいですが、不申請、申請しないという人ね、これはまさに金持ちだとか、そんなのは要らんという人とか、まあいろいろそういうようなニュアンスがあるわけですよ。そういう意味では公務員関係というのは、ほぼつかめているから予算をこれ削減するわけで、だから400と340と、それから不申請、申請しないような人というのは、全国データとか傾向ではどうだということがかめないといかんと思うんですが、そこらは今、総務部長の数字と課長の数字と、それからどのくらいの人半年たつても来ないんだろうかと。忘れとるんじゃないかと、まあ、出さないんじゃないかというのは何%くらいあるのか、お尋ねします。整合性を聞きたいです。

○総務部長 加藤恒弘君

私の説明の中は本当に概略の説明でございまして、先ほど担当課長のほうが総数5,500、そして現在が5,100ほどのと申請があり、お済みであると、その差が400ほどあると。私のほうはこの400人に対して原因として今考えられるのは、先ほど担当課長のほうが申し上げましたように公務員世帯であつて、役所のほうから手当が出されているものが多いであろうということと、もう一つは先ほどありましたように、別の地域での親御さんに対する支給がありますので、方法がそういう方法ですので、そのあたりだというふうにして、私どものほうは認識しておりましたので、概略説明の中ではそのようにさせていただきました。

今おっしゃられる細かいお話になりますと、対象者の選別からすべてですので、今の段階で私どものほう、総務がこの予算を査定させていただく中での聞き取りには入っておりませんでしたので、大変申しわけございません。その件につきましては、私のほうからはご説明はできませんでしたので、大変申しわけございません。

以上であります。

○3番 山田邦夫君

本当に来ない人、気持ちちゃんとわかっておって、請求というか申請に来ない人、これは一体どのくらいあるのか、いや、ほとんどないというのか、いや、数%、数%というとな何十人かあるということなのか、忘れているとかといろいろあつて手続や何やら意味がわからなくて、やり損ねているという人がどのくらいあるか、これは半年たったわけですから、早くつかまないといかんと思うんですね。そこはどう、まあ公務員の関係はわかりました。それはほとんどないという感じなのか、いや、大分あるという感じなのか、どうでしょう。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

把握していないのは事実なんです、私個人としては、し忘れていという方というのは余り多くないんじゃないかと思っております。

以上です。

(発言する声あり)

意識してしない方については、恐らくその寄附とかいうのがありますので、その辺に来てごさいませんので、意識して来ないという方はみえないと思っております。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、1つは総括的に伺うんですけれども、私は臨時議会で公務員の審査についてご論議した中で、今の時期にこういうことをやることは一層景気を悪くするというで討論したつもりでございますけれども、いや実はこの補正の中で、この賃下げの原資、残ですね、かなり不用額というか、三角で出てくるんじゃないかなと、これは予測をしておったんですけれども、全然出ていないですね。ほとんど出ていない状況ですけれども、これは実は要するにお金を使う上で単年度主義というのがあつて、ですから3月の定例議会でその減額補正がされるようでは、この単年度主義に反すると思うんですね。そういう意味でちょっとなぜそういうふうにならないのかということをお伺いしたいんです。

それからもう一つは、これは17ページですかね、新型インフルエンザのワクチンですけれども、私はちょっと乗りおくれちゃって、まだやってもらっていないんですけれども、何か不足しているそうですけれども、最近、漏れ聞くところによると、しっかり余ってしまつて云々というようなこともあるみたいなんですけれども、情報としてはこの新たなワクチンというのは大体いつごろ入るんでしょうか、承りたいです。

○総務課長 江上文啓君

人件費の削減、減額の補正の件でございますが、これにつきましては総額で今回の5号補正で1,840万ほど計上させていただいております。

内訳といたしましては、税務総務人件費で750万、保健衛生総務人件費でプラスの150万、保健センター人件費プラスの100万、商工業振興人件費プラスの50万、常備消防人件費でマイナスの1,550万、教育委員会事務局人件費でプラスの160万、計マイナス1,840万を減額さ

せていただいております。

以上です。

○健康推進課長 能島頼子君

新型インフルエンザワクチンの供給量についてのご質問でよろしかったかと思いますが、こちらのほうで把握しておりますワクチンの供給量につきましては、十分にあるということで、ことしは3価ワクチンといって、従来の季節性のワクチンの中に新型のワクチンの分も入ったワクチンが今出回っております。そのワクチンが十分に供給量としてあるというふうに聞いておりますし、それがなくなった時点でも従来の新型のみの1価、1つだけの新型の免疫が入ったワクチンがまだあるというふうに聞いておりますので、ワクチンが十分にあるというふうにこちらのほうとしては考えています。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

新型インフルエンザのワクチンですけれども、いや、私のかかりつけは、みなと医療生協のかにえ診療所なので、ないということでしたので、つまり情報はほとんどつかんでみえるわけですか。つかんでみえたその情報をいただくとありがたいですね。どこに行くとあるのかなと、やっていただけるのかなということがわかるので、だから町民の皆さんの中でもまだかなりやれていない人がおるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の情報はつかんでおるんですか。

○健康推進課長 能島頼子君

町内というか、蟹江町が委託している医療機関が海部管内、蟹江町から愛西市からいろいろ含めて6～7、津島市も入っていますので、今は、7市町村かな、その指定の医療機関でやれることになっています。その指定の医療機関全部がこちらのほうにワクチンが何本あるかということは、情報はいただいておりますので、個々のお医者さんにつきましては、やっぱり個人個人で聞いていただくしかないかと思うんですけれども、国というか県全体としてのワクチンの供給量については、一応情報として先ほど申し上げたとおりの状況を把握しております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

1つ言い忘れました。今の1,840万というのは、本案の中でそういうふうにされているということでしたか、この補正予算の中で。

○総務課長 江上文啓君

今回の提案させていただきました5号補正の中に、それぞれの款項目で計上させていただいております。

以上でございます。

(「何ページ、何ページ」「何ページに書いてあるの」「答弁、答弁」の声あり)

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題になっております議案第84号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第84号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第20 議案第85号「平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

9ページでございますけれども、歳入の一般会計繰入金なんですけれども、なかなか介護保険もそうですし、国保もそうですけれども、一般会計から借りたり繰り出しをしてもらったり複雑でなかなかわからないという状況があるわけなんですけれども、これは軽減分と支援分と準備費と繰入金と計上されておるわけでありましてけれども、これはすべて一般会計にまた戻ってくる内容のもの、すべてがそうじゃないですね。事務費は事務的なものですか。このちょっとその内容を聞かせてください。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

それでは、私のほうからご答弁をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。先ほど部長が説明しましたように、まず軽減分というのがございます。3,048万8,000円でございますが、こちらのほうは国庫県費等の一般会計で組んだものを国保会計で繰り入れるものでございます。

内容といたしましては、法定内ということでありまして、精算した後で翌年きちっと精算をするものであります。行ってこいというものではございませんので、法定内ということでご理解願いたいと思います。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

そうすると、すべてとは限らないけれども、翌年度精算で返還されることになる部分もあるということご理解しておいていいですか。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

翌年度きちっと精算をして返すものであります。

以上です。

（「事務費は」の声あり）

事務費も同じように法定内でございますので、精算をいたします。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第85号は精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第85号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第21 議案第86号「平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第86号は精読にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第86号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

お諮りをいたします。

精読になっておりました議案第71号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議案第72号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議案第80号「藤丸中央線道路整備工事請負契約の締結事項の変更について」3案をこの際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議ないと認めます。したがって3案を日程に追加して、議題とすることに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

追加日程第22 議案第71号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読になっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第71号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

追加日程第23 議案第72号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第72号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

追加日程第24 議案第80号「藤丸中央線道路整備工事請負契約の締結事項の変更について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第80号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

以上で本日の日程は全部終了しました。

これにて散会いたします。

(午後 1時42分)